衛生協力助成金の交付対象となる経費の例について

申請や支出の際には下表を参考にしてください。

また、ご不明な点は廃棄物対策課(直通:829-1336)までお問い合わせください。 なお、交付年度4月1日購入分から対象となりますが、交付年度2月上旬を期限とする実績報告書提出のときには、納品や支払いが済み、領収書等が手元にある状態でお願いします。

【助成対象となる経費の項目】

ごみ収集所の管理、清潔保持等に要する経費で、下記の例のようなものとなります。

会議費	〇会場使用料(会場を借上げる費用)
	○資料代(資料の作成や印刷にかかる費用)
印刷費	○看板作成代、広報紙印刷代など
消耗品費	〇収集所の清潔保持のための物品代
	(カラスよけネット、分別用コンテナ、ほうき、ちりとり、消毒・消臭用品など)
	〇収集所の維持管理のための物品代
	(ベニヤ板、波板、のこぎり、かなづち、看板を作成するためのペンキ代など)
	○ごみの散乱防止のための物品代(ごみ袋、軍手、火ばさみなど)
賃借費	○ごみ収集所の地代
光熱水費	〇ごみ収集所の管理や、地域の清潔保持のために使用する水道代
	(使用量の半分以上がこれらの目的に利用されているものに限る)
委託費	○ごみ収集所の清掃を外部に委託した経費
研修費	○講師謝礼、講師交通費、チラシ、資料印刷代、書籍や広報啓発ビデオ等の購入代

【助成対象とならない経費の項目】

下記の経費は助成対象となりませんので注意してください。

- ×各種団体への負担金等
- ×懇親会、親睦会、新年会、忘年会、慰労会等の経費
- ×寄付金、募金
- ×役員報酬、交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典
- ×積立金、予備費、次年度への繰越金
- ×会議等での茶菓子代

【マスク、アルコールスプレー等の物品の購入について】

- ごみ収集所の管理・清潔保持における、新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入した場合
 - ⇒助成対象となります。
- 日常生活における、新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入した場合
 - ⇒助成対象となりません。

【クレジットカード等の使用について】

■ 原則として補助対象経費の支払いに現金及びクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合は補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費とすることが認められます。

【助成金で支出した費用について】

レシート・領収書などの会計関係書類は **5年間大切に保存** してください(提出は必要ありません) ※スキャナー等で読み取り、データ化して保存することも可。